

初めて予防行政に携わる人と

もう一步広い知識を求めている人のために

# 「防火対象物」と「建築物」

消防法令研究会

法令用語の中には、当たり前のように使われていて、常識になっており、自分でもわかっているつもりでいてもよく考えてみると正確には知らないことも多い。

そういう言葉ほど、調べるのがおっくうで、つい曖昧なままにしてしまうことも多い。また、他の条文と比較したり、同じような意味を持つ他の法令の用語と比較すると、意外な発見があることもある。

本研究会では、そのような法令用語のうち、主として消防予防行政に関係するものを選んで、適宜解説していくこととしたい。

まずは、予防行政で最も基礎になる「防火対象物」と「建築物」について考えてみよう。

消防法に基づいて消防設備（正しくは「消防用設備等」）を設置しなければならぬ場合に、まず理解しなければならぬのが、「防火対象物」という概念である。

この「防火対象物」という言葉を「建築物」という程度の意味に理解している人も多いようである。それはそれで八割がた正しいし、実用上それほどほとんど問題がないと言ってもよいだろう。

しかし、どういう場合にどのような消防用設備等を設置しなければならぬか、などということ、法令から正確に読み取るうとするのなら、この

「防火対象物」という言葉の意味をキチンと理解しておかなければならない。

## 消防用設備等を設置すべき防火対象物

「防火対象物」の言葉の意味は、法律上は、「防火対象物とは、山林又は舟車、船さよ若しくはふ頭に繋留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物をいう」（消防法第二条第二項）と定義されている。

これを見る限り、「防火対象物」の範囲はやけに広いように見える。建築物だけでなく工作物も含まれるし（と言うより、建築物は工作物の代表例として扱われている）、それどころか山林や舟、車まで入っているのだから……。

しかし、消防用設備等を設置しなければならぬ防火対象物もずっと限定されている。消防法第一七条第一項をみると、「学校、病院、……その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、……政令で定める消防の用に

（一）	イ 劇場、映画館、演藝場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場	（二）	イ キャンペー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール	（三）	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店	（四）	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	（五）	イ 旅館、ホテル又は宿泊所 ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅	（六）	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人福祉施設、有料老人ホーム、老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子寮及び児童厚生施設を除く）、身体障害者更生援護施設（身体障害者収容するものに限る）、精神薄弱者援護施設又は精神障害者社会復帰施設 ハ 幼稚園、盲学校、聾（ろう）学校または養護学校	（七）	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	（八）	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	（九）	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	（一〇）	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。				
（一一）	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	（一二）	イ 工場又は作業場 ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ	（一三）	イ 自動車、車両又は軽自動車 ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫	（一四）	倉庫	（一五）	前各項に該当しない事業場	（一六）	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が（一）項から（四）項まで（四）項イ、（六）項イ、（七）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ロ イに掲げる複合用途防火対象物の残居強防火対象物	（一七）	地下街	（一八）	建築物の地階（二）項に掲げるものを除く）で連続して地階に面して設けられたもの（当該地階と地下を介したもので（一）項から（四）項まで（四）項イ、（六）項イ、（七）項イに掲げる防火対象物の用途に供されるものに限る。）	（一九）	文化財保護法（昭和五十五年法律第二四号）の規定において重要文化財、重要有形民俗文化財、国指定重要文化財として指定され、又は旧重要文化財の保存に関する法律（昭和五十二年法律第二号）の規定において重要有形として指定された建築物	（二〇）	延長5m以上のアーケード	（二一）	市町村長の指定する山林	（二二）	自治省令で定める舟車

消防法施行令別表第1

## 防火対象物と建築物

供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）を設置し、及び維持しなければならない」とされているので、消防用設備等を設置しなければならない防火対象物は、政令で定められていることがわかる。

そこで政令（消防法施行令）を見てみる。政令六条では、「法第七七条第一項の政令で定める防火対象物は、別表第一に掲げる防火対象物とする。」とされている。

ちなみに別表第一は、前頁の表のようになっている。

これを見ると、大部分は「建築物」と言ってもよいようなものだが、「市町村長の指定する山林（一九九項）」、「自治省令で定める舟車（二〇〇項）」などというものもある。さすがに一九項（山林）に関しては消防用設備等の設置義務はないが、二〇〇項（舟車）については、消火器具の設置義務が課せられている（消防法施行令第一〇条第一項第一号）。

【消防法施行令第三二条】 この節（第三節 設置及び維持の技術上の基準）の規定は、消防用設備等について、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）又は消防署長が、防火対象物の位置、構造及び設備の状況から判断して、この節の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができることを認めるとき、又は予想しない特殊の消防用設備等その他の設備を用いることにより、この節の規定による消防用設備等の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

さて、一例として、屋内消火栓設備の基準である政令第一一条第一号をみてみよう。

「屋内消火栓設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

一 別表第一(一)項に掲げる防火対象物で、延面積が五〇〇平方メートル以上のもの

二 ……」。

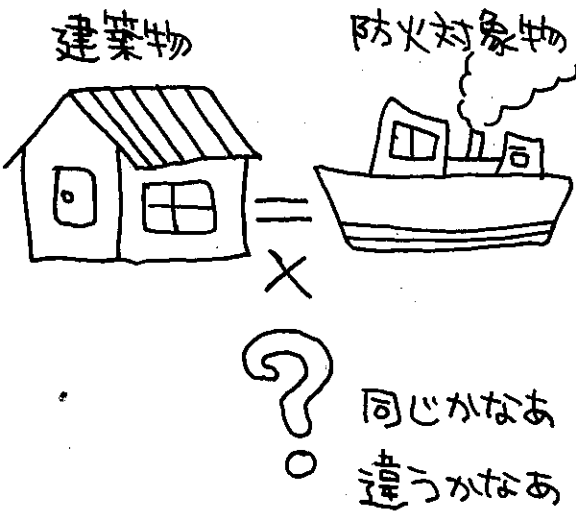
「別表第一(一)項に掲げる防火対象物で、……」となっており、「……建築物で、……」とはなっていない。実はここがミソなのである。

別表第一(一)項は劇場等であるから、延面積が五〇〇平方メートル以上の劇場等である「防火対象物」であれば、「建築物」でなくても屋内消火栓設備の設置義務が課せられることになるのである。「そんなものアルノカ？」と言うなかれ。劇場等の用途に用いられ

るものであっても、屋根がないために「建築物」とは言えないような「工作物」もありうるのだ。

（「ちょっと待てよ。建築基準法第二一条第一号では『建築物』の定義の中に『観覧のための工作物』を含めていてではないか」というご指摘もあるかも知れない。確かにそのとおりだが、消防法では「建築物」の定義を必ずしも建築基準法第二一条第二号に求めていない（通常は「定義が同一である」として運用されているが）ので、「観覧のための工作物」が消防法上「建築物」に該当するかどうかは、法文上は明確ではないのである。

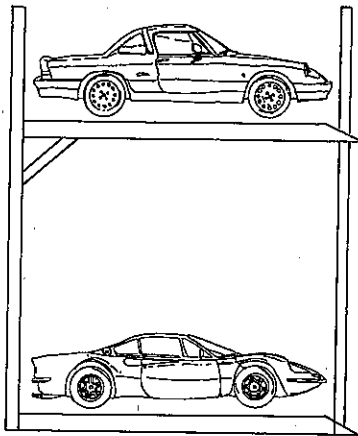
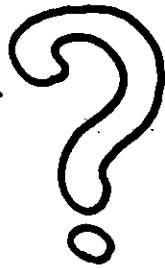
しかし、消防法上は、それが「建築物」その他の「工作物」に該当するかどうかだけが問題であるので、建築物か否かはどうでもよいのである）



以上のことから「ふ頭に繫留された船舶」を劇場等の用途に供する場合においても、りっぱにこの規定の適用対象となることは、もうおわかりいただけたらう。

最近の例では、クイーンエリザベスII号を埠頭に繫留してホテルの用途に供した例があるし、確か万国博のときにもホテルが足りなくて、客船をチャーターしてホテル替わりにしていたように記憶している。この場合、いづれにしても消防法に従って、ホテルとして必要な消防用設備等を設置しなければならないことは自明の理である。ところが外国船についてはどうなるのか？ 消防法に完全に適合した消防用設備等が設置されているはずはない。でも、ご心配なく。消防法施行令第三二条の規定（消防長等の特認規定）

立体駐車場は  
建築物…  
工作物…



は、こんなときのためにあるのである  
(別添参照)。外洋を航行しているとき  
に火災になってもそれなりの安全性が  
確保されている客船には、それなりの  
防火安全対策が講じられているのは、  
むしろ当然のことなのだから……。

さらに、もっと記憶に新しい例では  
立体駐車場の件がある。一層二段の立  
体駐車場については、「屋根がないの  
で建築物ではないから建築基準法は適  
用されないはずだ」、「いや、二段目の  
床は屋根とみなされるから、当然、建  
築物として建築基準法の適用対象であ  
る」……と、建設省と業界との間でス  
ッタモンダがあり、結局、まぎれがな  
いように、一九九二(平成四)年の建  
築基準法の改正の際に、「建築物」の  
定義(建築基準法第二条第一号)の中  
に、「……屋根及び柱若しくは壁を有す

るもの(これに類する構造のものを含  
む)、……」というかつこ書きが追加  
されるハメになったことはご存じの方  
も多いだろう。

この騒ぎのときにも、消防法は高見  
の見物だった。駐車場(政令別表第一  
(三)項イ)の用途に供される「防火対  
象物」については、建築物であろうと  
なろうと、工作物であれば必要な消  
防用設備等の設置規制がかかるようにな  
っているからである。

なお、蛇足であるが、屋外駐車場は  
消防用設備等の設置規制の対象外であ  
る。このことは、そもそも屋外駐車場  
が消防法第二条の「防火対象物」の定  
義に該当しないことを考えれば、容易  
におわかりいただけるだろう。

ついでに、第二条第二項の防火対象  
物の定義の中で、「これらに属するも

の」とある「これら」とは、何を指し  
ているのか考えてみよう。

「次の中から選べ」と言ったら皆さ  
んはどうするだろうか。

① 山林又は舟車、船きよ……その他  
の工作物

② 舟車、船きよ……その他の工作物

③ 建築物その他の工作物

正解は②である。  
この条文の構造は、

「A又はB、C若しくはD、Eその  
他のF若しくはこれらに属する  
物」……(1)となっている。

法律用語では、「又は」は大きなグ  
ループを結び付ける助詞で、「若しく  
は」は小さなグループを結び付ける助  
詞であるから、「C若しくはD」と

「Eその他のF」は小さいグループと  
して、それぞれ「C、E」と置きかえ  
ることが出来るため、(1)は次のように  
書き換えられる。

「A又はB、C、E若しくはこれら  
に属する物」……(2)

これはさらに「A」と「B、C、E」  
若しくはこれらに属する物」が「又は」  
で結び付けられていると見ることが出  
来るから、「これらに属する物」の「こ  
れら」は、「B、C、E」を指すことは  
明らかである。即ち、「これら」は「山  
林」は指さず、「舟車、船きよ若しくは  
ふ頭に繫留された船舶、建築物その他  
の工作物」を指すのである。

従って、「山林に属する物」は「防

火対象物」ではないが、「舟車に属す  
る物」は「防火対象物」なのである。  
おわかりかな。

さらについて、第二条第三項の  
「消防対象物」の定義を考えてみよう。

「防火対象物」についての先ほどの解説  
を理解していれば難しくはないだろう。

この条文の構造は、

「A又はB又は物件」  
であるから、「物件」は「山林」や

「舟車、船きよ若しくはふ頭に繫留さ  
れた船舶、建築物その他の工作物」と  
同格であり、これらを並列に並べてい  
るのである。このような場合は、「A、  
B又はC」と書くのが普通であるが、  
B'の中が「b、c、……」となってお  
り、「A又はB'」の「又は」のところ  
に「、」を使うわけにはいかないので  
このような表現になったのではなかる  
うか。

### 「建築物」に消防用設備等の 設置義務がかかる場合

消防用設備等の設置義務は、すべて  
「防火対象物」全体にかかっているの  
だろうか。実はそうではない。もちろ  
ん、大部分は「防火対象物」全体に設  
置義務がかけられているのだが、「建  
築物」に限定して設置義務がかけられ  
ているものもあるのである。

たとえば「屋外消火栓設備」がそう  
である。「屋外消火栓設備は、別表第

一(一)項……に掲げる「建築物」で、床面積……が、耐火建築物にあつては9千平方メートル以上……のものについて設置する(消防法施行令第十九条第一項)などとなつていて、「防火対象物」という言葉がどこにも出てこない。もちろん、政令六条があるので、広い意味で「防火対象物」に設置義務があることは当然だが、その中で「建築物」に、さらに限定して設置義務を課しているのである。同様のことが「消防用水」についても言える(消防法施行令第二十七条第一項、第二項)。つまり屋外消火栓と消防用水については、「工物」には設置する必要がないと考へてよいのである。

その他にも、消火器具(同令第一〇条の二第一項第五号)、自動火災報知設備(同令第二一条第一項第九号)、漏電火災警報器(同令第二二条第一項)、連結送水管(同令第二九条第一項第一号、第二号)、非常コンセント設備(同令第二九条の二第一項第一号)の規定の一部を対象を「建築物」と明記している部分があるが、これらについては、実際上の意味は「防火対象物」と同様と考へても大きな違いはなさそうである。

以上のように「建築物」とほぼ同義と扱われている「防火対象物」という言葉も、ウンチクを傾けると、いろいろあることがおわかりいただけたらうか。

消防庁編集

消防 大六法全書

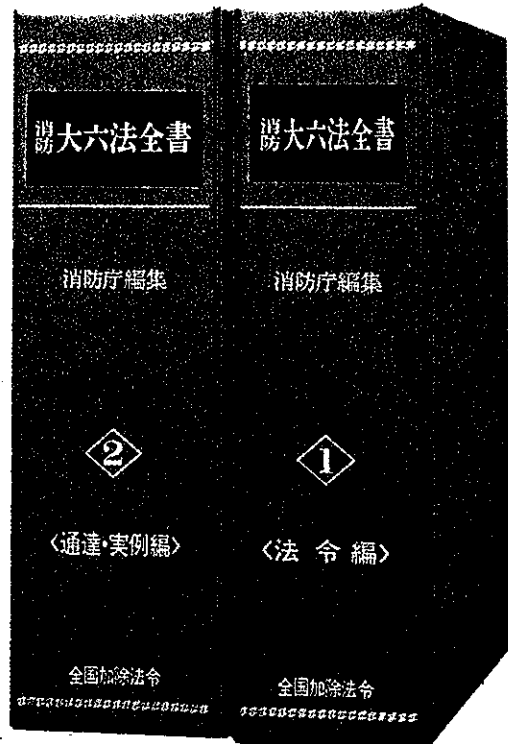
全2巻く・法令編・通達・実例編  
B5判特製バインダー

大六法 定価10,000円  
全2巻セット  
〈法令編〉 定価5,000円  
〈通達・実例編〉 定価5,000円

昇任へ導く  
ラインナップ

実務、昇任試験に必須の大六法!

- 消防庁の編集による、絶対的信頼性
- 六法の基本に忠実。最新内容で充実!
- 法令改正をいち早くキャッチ!
- 適宜、参照・参考がついて一気に理解
- 主法令は改正経過を明記、流れを把握
- 基本法令は2色刷りで一目瞭然
- 法令と通達・実例の2巻を必要に応じて購入OK!
- 年4回の追録を格安にてご奉仕
- ワンタッチバインダー式で楽々整理



お申込み先 〒160 新宿区三栄町18

近代消防社

TEL 03-3341-8111  
FAX 03-3351-4814